

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表 (その1)

(陳 情)

陳情第32号

まちづくりの運営に関する陳情 (その1) (継続審査)

(陳情の趣旨)

現在、青森市の中心街区の活性化は、コンパクトシティ構想にのっとり、ハード・ソフト両面において、市、商工会議所、商店街関係者に頑張ってもらっているものと認識している。

我が市の中心街区は、地理的にも交通的にも好立地にある。また、青森発祥の地、善知鳥神社のある歴史的な場所であり、全市民のアイデンティティーの源泉である。

そこで、少子高齢化の流れが加速している今、市の宝である中心街区を、当事者の市民が知恵を出し合い、何より率先して動き、活性化させていく流れをつくるべきと考える。

よって、以下の項目の迅速な実施を求める。

(陳情事項)

- ・ 民間の立場から、町の活性化の具体案を不言実行で行動に移せる、人望のある人材を、各議員が市民からスカウトし、行動に特化した「リーダーばかりの街100人委員会」(100のカテゴリーは、市民の関心の高いものから優先順位を決める。子育て、お年寄りコミュニティ、伝統継承、雪かき、ひきこもり対策、介護の悩み、婚活、農業起業など全般)を設置すること

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第33号

まちづくりの運営に関する陳情 (その2) (継続審査)

(陳情の趣旨)

現在、青森市の中心街区の活性化は、コンパクトシティ構想にのっとり、ハード・ソフト両面において、市、商工会議所、商店街関係者に頑張ってもらっているものと認識している。

我が市の中心街区は、地理的にも交通的にも好立地にある。また、青森発祥の地、善知鳥神社のある歴史的な場所であり、全市民のアイデンティティーの源泉である。

そこで、少子高齢化の流れが加速している今、市の宝である中心街区を、当事者の市民が知恵を出し合い、何より率先して動き、活性化させていく流れをつくるべきと考える。

よって、以下の項目の迅速な実施を求める。

(陳情事項)

・「リーダーばかりの街 100 人委員会」が、町の空き店舗や施設を自由に使えるよう、市と市議会がフォローすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第34号

まちづくりの運営に関する陳情（その3）（継続審査）

（陳情の趣旨）

現在、青森市の中心街区の活性化は、コンパクトシティ構想にのっとり、ハード・ソフト両面において、市、商工会議所、商店街関係者に頑張ってもらっているものと認識している。

我が市の中心街区は、地理的にも交通的にも好立地にある。また、青森発祥の地、善知鳥神社のある歴史的な場所であり、全市民のアイデンティティーの源泉である。

そこで、少子高齢化の流れが加速している今、市の宝である中心街区を、当事者の市民が知恵を出し合い、何より率先して動き、活性化させていく流れをつくるべきと考える。

よって、以下の項目の迅速な実施を求める。

（陳情事項）

・「リーダーばかりの街 100 人委員会」が、地域活性化に係る助成金を直接利用できるように、市と市議会が全面的にフォローすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第35号

まちづくりの運営に関する陳情（その4）（継続審査）

（陳情の趣旨）

現在、青森市の中心街区の活性化は、コンパクトシティ構想にのっとり、ハード・ソフト両面において、市、商工会議所、商店街関係者に頑張ってもらっているものと認識している。

我が市の中心街区は、地理的にも交通的にも好立地にある。また、青森発祥の地、善知鳥神社のある歴史的な場所であり、全市民のアイデンティティーの源泉である。

そこで、少子高齢化の流れが加速している今、市の宝である中心街区を、当事者の市民が知恵を出し合い、何より率先して動き、活性化させていく流れをつくるべきと考える。

よって、以下の項目の迅速な実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市のまちづくりが、市民主導で動いていることを可視化できるよう、「リーダーばかりの街 100 人委員会」ホームページで全て公開すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第36号

パチンコ依存症対策に関する陳情（その 1）（継続審査）

(陳情の趣旨)

青森市にあるパチンコ店は、10 年前に比べ店舗は大型化し、店舗数も倍増しており、町の景観は破壊されている。パチンコ依存症の特徴としては、低所得層ほど深みにはまる傾向があるようである。青森市も全国トップクラスに低所得者が多いが、さらに可処分所得を減らしている現状にある。

議会がパチンコ依存状況を調査し、パチンコ依存症対策を講ずることは、議会の目的そのものである市民の福祉の向上に直結する。また、パチンコによる散財が改善され可処分所得が向上すれば、その分が消費に回り市への経済効果は莫大である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・議会がパチンコ依存状況を調査すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第37号

パチンコ依存症対策に関する陳情（その 2）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市にあるパチンコ店は、10 年前に比べ店舗は大型化し、店舗数も倍増しており、町の景観は破壊されている。パチンコ依存症の特徴としては、低所得層ほど深みにはまる傾向があるようである。青森市も全国トップクラスに低所得者が多いが、さらに可処分所得を減らしている現状にある。

議会がパチンコ依存状況を調査し、パチンコ依存症対策を講ずることは、議会の目的そのものである市民の福祉の向上に直結する。また、パチンコによる散財が改善され可処分所得が向上すれば、その分が消費に回り市への経済効果は莫大である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・課税自主権を活用してパチンコ店に大幅課税をすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第38号

たばこ対策基本条例に関する陳情（その 1）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森県の短命の最大の原因の 1 つに喫煙依存症があるが、喫煙防止対策は全国と比較して遅々として進んでいないのが現状である。喫煙者が飲食店や路上で自由にたばこを吸い、受動喫煙は野放し状態であることに加え、吸い殻のごみは散乱しており、観光の観点からもたばこ規制の必要性は高まる一方であるにもかかわらず、行政の意識は低いままである。

喫煙由来の医療保険費がたばこ税収入を上回っていることから、議会が率先して民意を吸い上げ、抜本的な改革に着手することで、結果的に税金の無駄を排除すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約「F C T C」を基準に、青森市たばこ対策基本条例の策定に着手すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第39号

たばこ対策基本条例に関する陳情（その 2）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森県の短命の最大の原因の 1 つに喫煙依存症があるが、喫煙防止対策は全国と比較して遅々として進んでいないのが現状である。喫煙者が飲食店や路上で自由にたばこを吸い、受動喫煙は野放し状態であることに加え、吸い殻のごみは散乱しており、観光の観点からもたばこ規制の必要性は高まる一方であるにもかかわらず、行政の意識は低いままである。

喫煙由来の医療保険費がたばこ税収入を上回っていることから、議会が率先して民意を吸い上げ、抜

本的な改革に着手することで、結果的に税金の無駄を排除すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市民を巻き込んだ飲食店調査を行い、「全面禁煙飲食店マップ」を作成すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第40号

たばこ対策基本条例に関する陳情（その3）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森県の短命の最大の原因の1つに喫煙依存症があるが、喫煙防止対策は全国と比較して遅々として進んでいないのが現状である。喫煙者が飲食店や路上で自由にたばこを吸い、受動喫煙は野放し状態であることに加え、吸い殻のごみは散乱しており、観光の観点からもたばこ規制の必要性は高まる一方であるにもかかわらず、行政の意識は低いままである。

喫煙由来の医療保険費がたばこ税収入を上回っていることから、議会が率先して民意を吸い上げ、抜本的な改革に着手することで、結果的に税金の無駄を排除すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・議員が率先して禁煙し、市役所敷地内全面禁煙を実現すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第41号

市民憲章に関する陳情（その1）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市は、旧青森市民憲章にある「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民です。」の部分を平成 17 年に「悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。」に変更した。

しかし、青森市は青森ねぶた祭くらいしか全国的に知られているものがないと他県民に思われているのは事実であり、その存在に市民が誇りを持っているのも事実である。

市民憲章の前文を変更するか、旧市民憲章の「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民」の

ような一文を現青森市民憲章に加えることにより、よりねぶた県としての教育や伝統が確立できると思われる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市民憲章の前文に「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民」のような一文を入れること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第42号

市民憲章に関する陳情（その2）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市は、旧青森市民憲章にある「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民です。」の部分を平成 17 年に「悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。」に変更した。

しかし、青森市は青森ねぶた祭くらいしか全国的に知られているものがないと他県民に思われているのは事実であり、その存在に市民が誇りを持っているのも事実である。

市民憲章の前文を変更するか、旧市民憲章の「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民」のような一文を現青森市民憲章に加えることにより、よりねぶた県としての教育や伝統が確立できると思われる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市民憲章の変更を市民に提議し、意見募集を行い、実現すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第43号

市民憲章に関する陳情（その3）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市は、旧青森市民憲章にある「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民です。」の部分を平成 17 年に「悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。」に変更した。

しかし、青森市は青森ねぶた祭くらいしか全国的に知られているものがないと他県民に思われている

のは事実であり、その存在に市民が誇りを持っているのも事実である。

市民憲章の前文を変更するか、旧市民憲章の「伝統のねぶたまつりに情熱をもやす青森市の市民」のような一文を現青森市民憲章に加えることにより、よりねぶた県としての教育や伝統が確立できると思われる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市民憲章の変更を実施した際は、ホームページ等で公開すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第44号

青森市内の縄文遺跡に関する陳情（その1）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市内に所在する縄文遺跡の三内丸山遺跡及び小牧野遺跡は、北海道・北東北の縄文遺跡群で現在世界遺産登録を目指している遺跡群である。

しかしながら、小牧野遺跡に関しての市民の認知度は非常に低く、もっと広報に力を入れるべきであると考えます。

青森市としても、市民が地元の遺跡を世界遺産登録されてから初めて知るということは恥ずかしいことであり、観光資源にもなる可能性のある縄文遺跡があることを、今から市民に周知する必要がある。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市は、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡のそれぞれの施設を使った市民参加型の無料イベントを年に1度開催すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第45号

青森市内の縄文遺跡に関する陳情（その2）（不採択）

(陳情の趣旨)

青森市内に所在する縄文遺跡の三内丸山遺跡及び小牧野遺跡は、北海道・北東北の縄文遺跡群で現在

世界遺産登録を目指している遺跡群である。

しかしながら、小牧野遺跡に関しての市民の認知度は非常に低く、もっと広報に力を入れるべきであると考えます。

青森市としても、市民が地元の遺跡を世界遺産登録されてから初めて知るということは恥ずかしいことであり、観光資源にもなる可能性のある縄文遺跡があることを、今から市民に周知する必要があります。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市広報担当課は、市ホームページ、「広報あおもり」だけではなく、さまざまな場面で市内の縄文遺跡のPRをすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからの考える会
代表 倉内 一哉

陳情第46号

建築行政における違反建築再発防止策に関する陳情（その1）（不採択）

(陳情の趣旨)

現在の法制下では、違法建築に係る民事訴訟において、明らかに建築基準法に違反する行為があった場合でも、裁判の長期化による被害者の精神的負担や訴訟費用の低減を回避するため、和解という判断に妥協することが多く、その場合、違法建築を行った建築士には行政から何ら処分はなく、再発のリスクを残すことになる。被害者拡大を阻止する社会的責任からも、当該建築士に何らかの処分を下すことが必要である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市建築指導課は、和解及び裁判での解決を問わず、建築士の法令違反が発覚した場合に、当該建築士の実名を5年間にわたって市政だよりと市のウェブサイトで公表し、施主に事前に施工者の違反履歴リストを通知すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからの考える会
代表 倉内 一哉

陳情第47号

建築行政における違反建築再発防止策に関する陳情（その2）（不採択）

(陳情の趣旨)

現在の法制下では、違法建築に係る民事訴訟において、明らかに建築基準法に違反する行為があった場合でも、裁判の長期化による被害者の精神的負担や訴訟費用の低減を回避するため、和解という判断に妥協することが多く、その場合、違法建築を行った建築士には行政から何ら処分はなく、再発のリスクを残すことになる。被害者拡大を阻止する社会的責任からも、当該建築士に何らかの処分を下すことが必要である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・ 5年以内に違反再発が発覚した場合は、発覚時から5年間、同建築士の市内の入札への参加資格を剥奪するものとする

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第48号

建築行政における違反建築再発防止策に関する陳情(その3) (不採択)

(陳情の趣旨)

現在の法制下では、違法建築に係る民事訴訟において、明らかに建築基準法に違反する行為があった場合でも、裁判の長期化による被害者の精神的負担や訴訟費用の低減を回避するため、和解という判断に妥協することが多く、その場合、違法建築を行った建築士には行政から何ら処分はなく、再発のリスクを残すことになる。被害者拡大を阻止する社会的責任からも、当該建築士に何らかの処分を下すことが必要である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・ 市は、建築士の違反履歴を県の担当課と共有すること

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第49号

危険ドラッグに関する陳情(その1) (不採択)

(陳情の趣旨)

テレビなどでも問題提起されている危険ドラッグは、覚醒剤を超える体調悪化や事故、事件につながるおそれのある危険な薬物であるため、市民の中にも不安が広がっている。

市としても、使用の予防や販売ルート of 摘発、使用禁止の広報等を整備する必要があるのではないか。よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・危険ドラッグについての情報（種類や使用するとどうなるか等）をわかりやすく市のホームページや広報などに掲載すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第50号

危険ドラッグに関する陳情（その2）（不採択）

(陳情の趣旨)

テレビなどでも問題提起されている危険ドラッグは、覚醒剤を超える体調悪化や事故、事件につながるおそれのある危険な薬物であるため、市民の中にも不安が広がっている。

市としても、使用の予防や販売ルート of 摘発、使用禁止の広報等を整備する必要があるのではないか。よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・販売先や地元での情報を収集する窓口を設置すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第51号

青森市の主催する講演会に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市の主催する講演会などの講師選定は、誰がそのように決めているのか。市民のための講演会などであるのならば、どのような業種の講師に来てほしいか、また、誰の講演を聞きたいかについて提案や意見を述べる権利が市民にはあるのではないか。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市役所や関係施設に「講演会講師提案書」を設置し、期間を設けて意見を収集し、その意見のもとで講師を選定すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第52号

保育の現状に関する陳情（その1）（不採択）

(陳情の趣旨)

現行の青森市保育所入所案内の「食物アレルギーへの対応について」には、その対応は保育所によって異なるとあるが、事実、現行のアレルギー対応が保育所任せでは、子どもの命にかかわる重大事が起きる可能性が高い。

食物アレルギー調査票を提出していても、給食担当職員によって対応が全く違い、呼吸困難やアナフィラキシーなどの重篤な症状になった場合、緊急時の対応策や薬などを準備しているのとしていないのでは大きな差がある。

行政として、基本的な対策や方針等を全保育所に指導など行っているのか。行っていないのであれば、子どもの命を守るため、アレルギー対応の徹底を行政から指導しなければならないと考える。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市の保育方針などが現行でどのようになっているのか、各保育所のアレルギー対応の実施状況の調査と情報開示を行うとともに、全保育所に共通した食物アレルギーの対応方針を指導し、その内容をまとめたものをホームページや市政だより等で発表すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第53号

保育の現状に関する陳情（その2）（不採択）

(陳情の趣旨)

現行の青森市保育所入所案内の「食物アレルギーへの対応について」には、その対応は保育所によって異なるとあるが、事実、現行のアレルギー対応が保育所任せでは、子どもの命にかかわる重大事が起きる可能性が高い。

食物アレルギー調査票を提出していても、給食担当職員によって対応が全く違い、呼吸困難やアナフィラキシーなどの重篤な症状になった場合、緊急時の対応策や薬などを準備しているのとしていないのでは大きな差がある。

行政として、基本的な対策や方針等を全保育所に指導など行っているのか。行っていないのであれば、子どもの命を守るため、アレルギー対応の徹底を行政から指導しなければならないと考える。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・指導を行った中で、アレルギー時の呼吸困難やアナフィラキシーなど保育の場面での緊急対応マニュアルを整備し、全保育所に配布するとともに、実施状況を年1回調査すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第54号

月 1 回の政策研究会開催に関する陳情（その 1）（継続審査）

(陳情の趣旨)

議会は「政策立案機関」でもあるというのが建前であるが、市民の意見を後ろ盾にした政策提案には至っていない。今は執行部の総合計画や政策の評価・検証を行う過程で政策立案能力を高めていく行動をすべきである。市民と一体となって市の課題に対する諸施策を具体的に調査・検討していく場があつてしかるべきである。

議会や委員会の主催で政策研究会を開催し、市民を巻き込んで諸課題への対応を模索していくうちに、市議会への信頼は自然に回復するであろう。

よって、以下の事項の実施を求める。

(陳情事項)

- ・最低月 1 回以上、議会や委員会の主催で市民が参加しやすい週末を中心に「政策研究会」を開催し、市民の意見を蓄積すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第55号

月 1 回の政策研究会開催に関する陳情（その 2）（継続審査）

(陳情の趣旨)

議会は「政策立案機関」でもあるというのが建前であるが、市民の意見を後ろ盾にした政策提案には至っていない。今は執行部の総合計画や政策の評価・検証を行う過程で政策立案能力を高めていく行動をすべきである。市民と一体となって市の課題に対する諸施策を具体的に調査・検討していく場があってしかるべきである。

議会や委員会の主催で政策研究会を開催し、市民を巻き込んで諸課題への対応を模索していくうちに、市議会への信頼は自然に回復するであろう。

よって、以下の事項の実施を求める。

(陳情事項)

- ・政策研究会の報告を議会ウェブサイトで行うこと

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第56号

市の収支家計簿換算表示に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市の収入や支出は億円単位で金額も大きく、内訳も複雑な資料のため一般市民には理解しづらいものになっている。これを解決するために、三重県の鳥羽市議会では一般会計決算を家計に例え、単位を億円から万円に換算した「鳥羽市の家計簿」という資料を作成し、わかりやすく市民に説明しており、鳥羽市民からもわかりやすいと高い評価を得ている。

鳥羽市では、収入のうち市税や使用料等を「給料」、地方交付税や国、県の支出金を「親からの仕送り」、市債を「ローンの借入」、繰入金金を「預金からの引き出し」、支出のうち人件費を「食費」、扶助費を「医療費、学費」、公債費を「ローン返済」、物件費を「子供への仕送り」、建設・維持修繕を「家の改築」などといった、一般市民になじみのある言葉に変換している。

市民感覚に寄り添う議会に信頼は寄せられる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市の一般会計決算の単位を簡略化し、「青森家の家計簿」とするわかりやすい資料を作成すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第57号

事業仕分け制度に関する陳情（その1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

岐阜県山県市、千葉県八千代市、山梨県北杜市、三重県松阪市などでは、無作為抽出で選ばれた市民が参加する事業仕分け制度の実践が進んでいる。いずれも、オープンガバメント時代にふさわしく、ユーザーズでの生中継や見学自由など、透明性や市民参加を高める幾つもの手法に挑戦している。

事業仕分けを経て財政難が改善した銚子市に代表されるように、事業仕分けは、市の財政リスク排除に有効な手法であるが、本来、執行部の予算案に対して厳しい監視を行うべきは議会である。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・議会が定例会とは別に、執行部の予算案が提出された時点で無作為抽出した市民とともに施設や事業の仕分けを行う制度をつくり、無駄な予算執行を阻止すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第58号

事業仕分け制度に関する陳情（その2）（継続審査）

（陳情の趣旨）

岐阜県山県市、千葉県八千代市、山梨県北杜市、三重県松阪市などでは、無作為抽出で選ばれた市民が参加する事業仕分け制度の実践が進んでいる。いずれも、オープンガバメント時代にふさわしく、ユーザーズでの生中継や見学自由など、透明性や市民参加を高める幾つもの手法に挑戦している。

事業仕分けを経て財政難が改善した銚子市に代表されるように、事業仕分けは、市の財政リスク排除に有効な手法であるが、本来、執行部の予算案に対して厳しい監視を行うべきは議会である。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・事業仕分けの様子は、ユーザーズで生中継すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第59号

首長の定例会見オープン化に関する陳情（その1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

市長の定例会見は、記者クラブメディアのみが参加を許され、市民が質問したいことが必ずしも質問されない。議事録もあるが、改ざんされていない証拠はない。

長野県知事の定例会見は、市民に開放されており、質疑応答にも市民が参加する。初めは興味本位の市民が殺到したとのことであるが、現在、問題は起きていないとのことである。

議会は、広く民意を反映させる点において、執行部よりすぐれている機関である。執行部に率先して議長定例会見を開催してみてもどうか。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・首長の定例会見をオープン化して市民に開放するよう、議会として要望書を提出すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第60号

首長の定例会見オープン化に関する陳情（その2）（継続審査）

（陳情の趣旨）

市長の定例会見は、記者クラブメディアのみが参加を許され、市民が質問したいことが必ずしも質問されない。議事録もあるが、改ざんされていない証拠はない。

長野県知事の定例会見は、市民に開放されており、質疑応答にも市民が参加する。初めは興味本位の市民が殺到したとのことであるが、現在、問題は起きていないとのことである。

議会は、広く民意を反映させる点において、執行部よりすぐれている機関である。執行部に率先して議長定例会見を開催してみてもどうか。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・議会が率先して議長によるフルオープン定例会見を行い、議会の自己評価等を報告し、市民からの質問に答えること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第61号

投票率が上がる選挙公報に関する陳情（その1）（不採択）

（陳情の趣旨）

選挙公報には選挙公約とは言えない単に耳当たりのよい言葉の羅列が多く、有権者の投票の判断基準としての情報とは呼べない。

投票に行かない人は、まず選挙公報を読まないと考えられる。投票に行ってもらうためには、まずは読みたくなる選挙公報を配布すべきである。

自分が知りたいことに議員候補が答える形式ならば関心を持つはずである。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・選挙公報は、事前に公募した市民からの共通の質問に答えてもらう方式にすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第62号

投票率が上がる選挙公報に関する陳情（その2）（不採択）

（陳情の趣旨）

選挙公報には選挙公約とは言えない単に耳当たりのよい言葉の羅列が多く、有権者の投票の判断基準としての情報とは呼べない。

投票に行かない人は、まず選挙公報を読まないと考えられる。投票に行ってもらうためには、まずは読みたくなる選挙公報を配布すべきである。

自分が知りたいことに議員候補が答える形式ならば関心を持つはずである。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・自由記述の欄には、検証可能な具体的な数値や工程表の記載を義務づけること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第63号

公正な議長選挙制度に関する陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

青森市議会基本条例第8条には「議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。」とあるが、現状では志願者でない者にも投票できるものであり、議長選挙の実をなしていないと言わざるを得ない。

市民の政治不信の原因の1つでもある、水面下の調整により議長ポストを回す風習は、根絶させなければならない。

生まれ変わった青森市議会を市民に示すためにも、議長選挙は、立候補者のみに投票できる規定が求められる。

よって、以下の事項の実施を求める。

(陳情事項)

- ・議長選挙に際して、議員は立候補者のみに投票できるとする規定を議会基本条例第8条に追加すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第64号

反問権、反論権の付与に関する陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

一般質問の際、議員の質問に対して行政職員や市長が質問の論点をはっきりさせるなどの目的で議員に逆に質問できる権利(反問権)を与える議会がふえている。議会が議論する場であるために、双方が質問できて当然との考えからである。政策過程の説明責任を市長に課すからには、反問権を与えなければ不公正である。

反問されることにより筋書きのない展開が生まれ、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に挑まなければならない。そのことが、より「見たくなる議会」に変え、市民の関心と呼ぶことになる。

よって、以下の事項の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市長及び行政職員に反問権、反論権を認める告示を行うこと

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第65号

議員のフェイスブック利用促進に関する陳情（その1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

フェイスブックは、個人が直接実名で建設的な議論ができるため、インターネット上の会議室のような利用が可能であり、議員と市民のダイレクトなコミュニケーションを実現するために最適なツールであるとする。

さらには、フェイスブックは、タイムラインと呼ばれる時系列表示であるため、議会活動が時系列で市民に示されるというメリットもある。

既に青森市議会議員のうち約3分の1がフェイスブックに登録して市民とのやりとりを始めているが、アカウントを作成しただけで実際更新していない人も見受けられる。

最大限に活用すれば地方自治の新しい可能性を開拓できるフェイスブックの利用を促進すべきである。議員全員によるフェイスブック活用を実現すれば、青森市議会は市民と対話をする議会として定評を得るはずである。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・全議員を対象にフェイスブック講習会を開催すること

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第66号

議員のフェイスブック利用促進に関する陳情（その2）（継続審査）

（陳情の趣旨）

フェイスブックは、個人が直接実名で建設的な議論ができるため、インターネット上の会議室のような利用が可能であり、議員と市民のダイレクトなコミュニケーションを実現するために最適なツールであるとする。

さらには、フェイスブックは、タイムラインと呼ばれる時系列表示であるため、議会活動が時系列で市民に示されるというメリットもある。

既に青森市議会議員のうち約3分の1がフェイスブックに登録して市民とのやりとりを始めているが、アカウントを作成しただけで実際更新していない人も見受けられる。

最大限に活用すれば地方自治の新しい可能性を開拓できるフェイスブックの利用を促進すべきである。議員全員によるフェイスブック活用を実現すれば、青森市議会は市民と対話をする議会として定評を得るはずである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・全議員がフェイスブックアカウントを作成すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第67号

青森市議会基本条例に関する公聴会の開催に関する陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

平成 25 年 2 月 20 日に議決された青森市議会基本条例第 24 条には、「議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と記されており、第 2 項には、「議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。」とある。

以上の条文にのっとり、議会は、議会基本条例の目的が市民に理解されているかどうか検証し、議会運営委員会での協議に市民の意見を反映するための公聴会を開催すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・12 月議会開会后速やかに、青森市議会基本条例に関する公聴会を開催し、条例見直しの協議に市民からの意見を反映させること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第68号

議会の参考人制度に関する陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

請願・陳情を提出した市民が議会に出席し、議員とともに議論する議会がふえている。その大部分は参考人制度を活用しており、参考人制度は市民を参考人として呼ぶことができるという議会の権限を定めているが、北海道栗山町など幾つかの議会基本条例は、市民の権限として定めている。

栗山町議会基本条例第 4 条第 3 項には、「議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。」とある。

開かれた議会とは、市民が参加する議会という意味もある。文字どおり市民が議会の政策決定の現場に参加することを実現させるため、参考人制度を整備することは重要である。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・栗山町議会基本条例を参考に、青森市議会基本条例に参考人制度を盛り込んだ条文を追加すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第69号

議会のペーパーレス化に関する陳情（その1）（継続審査）

(陳情の趣旨)

神奈川県の逗子市議会が、議員・執行部ともに紙媒体の資料を見るのではなく、タブレット端末でクラウド上に保管された電子ファイルを見る取り組みを本格的に開始している。大量の印刷作業が不要になるなど、行政職員の作業効率化やペーパーレスによる行政コストの削減につながるばかりではなく、議事運営の効率化も期待できる。

議会内では、具体的な数値、資料に基づいた議論が行われることになり、議会外では、市民への政策や事業の詳しい説明が容易になるなどの効果もある。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・第一段階として、ペーパーレス化をした場合の経費削減額を算出すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第70号

議会のペーパーレス化に関する陳情（その2）（継続審査）

(陳情の趣旨)

神奈川県の逗子市議会が、議員・執行部ともに紙媒体の資料を見るのではなく、タブレット端末でクラウド上に保管された電子ファイルを見る取り組みを本格的に開始している。大量の印刷作業が不要になるなど、行政職員の作業効率化やペーパーレスによる行政コストの削減につながるばかりではなく、議事運営の効率化も期待できる。

議会内では、具体的な数値、資料に基づいた議論が行われることになり、議会外では、市民への政策や事業の詳しい説明が容易になるなどの効果もある。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・ペーパーレス化実現に向けて、全員協議会で討議すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第71号

議会の存在意義の周知徹底に関する陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

青森市議会基本条例には、議会の存在意義がしっかりと明記されている。しかし、市民へ周知徹底されておらず、議会活動が全く市民に見えないために、公然と議会不要論がささやかれてる。市民にとって議会が遠いものと感じられる限り、議員定数削減や議員報酬削減の流れも議会軽視の市民感情が進むにつれてより強まっていく可能性もある。

まずは、議会基本条例の内容を市民に知ってもらい、議会とは何なのか、議会と市民の関係はどうあるべきなのかを理解してもらい、施策が必要になる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・会津若松市議会の取り組みに倣い、青森市議会基本条例の内容を、QアンドAなどを用いてかみ砕いた、わかりやすい小冊子を作成し、全戸配布すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第72号

青森市議会傍聴規則の改正に関する陳情(その1)(継続審査)

(陳情の趣旨)

現在、青森市議会の傍聴者には、傍聴規則により入り口で住所、氏名の記入が課せられるが、これは傍聴する市民を不審者のごとく扱う規制であり、市民の傍聴意欲を著しくそいでいる。

傍聴ルールは簡素なものに改め、市民が気軽に参加できるものにすべきである。

議会傍聴規則を簡素化することで、より開かれた議会が実現できる。
よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・議会入り口での住所、氏名の記入を廃止すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第73号

青森市議会傍聴規則の改正に関する陳情（その2）（継続審査）

(陳情の趣旨)

現在、青森市議会の傍聴者には、傍聴規則により入り口で住所、氏名の記入が課せられるが、これは傍聴する市民を不審者のごとく扱う規制であり、市民の傍聴意欲を著しくそいでいる。

傍聴ルールは簡素なものに改め、市民が気軽に参加できるものにすべきである。

議会傍聴規則を簡素化することで、より開かれた議会が実現できる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・写真撮影、録画、録音の禁止を撤廃すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第74号

青森市議会傍聴規則の改正に関する陳情（その3）（継続審査）

(陳情の趣旨)

現在、青森市議会の傍聴者には、傍聴規則により入り口で住所、氏名の記入が課せられるが、これは傍聴する市民を不審者のごとく扱う規制であり、市民の傍聴意欲を著しくそいでいる。

傍聴ルールは簡素なものに改め、市民が気軽に参加できるものにすべきである。

議会傍聴規則を簡素化することで、より開かれた議会が実現できる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・茨城県取手市議会の先進事例を参考に、議場での市民の演説を認めること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第 75 号

青森市議会傍聴規則の改正に関する陳情（その 4）（継続審査）

（陳情の趣旨）

現在、青森市議会の傍聴者には、傍聴規則により入り口で住所、氏名の記入が課せられるが、これは傍聴する市民を不審者のごとく扱う規制であり、市民の傍聴意欲を著しくそいでいる。

傍聴ルールは簡素なものに改め、市民が気軽に参加できるものにすべきである。

議会傍聴規則を簡素化することで、より開かれた議会が実現できる。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

・議会が、傍聴規則改正のためのパブリックコメントを実施すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第 76 号

週末議会・夜間議会の開催に関する陳情（継続審査）

（陳情の趣旨）

平日の日中に行われる議会には、仕事のある市民は傍聴に行けない。栃木市議会などでは、週末議会及び夜間議会を開催し、平日に来られない市民に対応している。

市政に関心があっても、平日に仕事で傍聴できない市民も多くいる可能性がある。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

・各定例会の日程に、週末に開く議会及び平日の夜間に開く議会の日程を組み込むこと

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会

陳情第93号

陳情者の口頭陳述の機会に関する陳情（その1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

市民の声である陳情書の取り扱いは、これまで陳情者は、採択か不採択かの結果のみ知ることができたが、これでは委員会の委員間討議や本会議での採決が、陳情の内容を正確に理解した上で行われたかどうか不透明である。当然にして採択されるべきと感じられる陳情も不採択となっている場合も多く、議員と市民の意識のずれが大きい可能性もある。

2012年に議会基本条例を制定した107議会のうち、陳情者に議員への説明機会が公式に設定されている議会は全体の7割となっているが、青森市議会基本条例には、残念ながらそのような記述がない。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・希望する陳情者に議員への説明機会が保障されるよう、青森市議会基本条例を改正すること

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第94号

陳情者の口頭陳述の機会に関する陳情（その2）（継続審査）

（陳情の趣旨）

市民の声である陳情書の取り扱いは、これまで陳情者は、採択か不採択かの結果のみ知ることができたが、これでは委員会の委員間討議や本会議での採決が、陳情の内容を正確に理解した上で行われたかどうか不透明である。当然にして採択されるべきと感じられる陳情も不採択となっている場合も多く、議員と市民の意識のずれが大きい可能性もある。

2012年に議会基本条例を制定した107議会のうち、陳情者に議員への説明機会が公式に設定されている議会は全体の7割となっているが、青森市議会基本条例には、残念ながらそのような記述がない。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・本会議での陳情に関する委員会の審査報告は、陳情の趣旨を委員会がどう理解したかを明確にした上で、詳細な理由とともに行うこと

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室

陳情第95号

陳情者の口頭陳述の機会に関する陳情（その3）（継続審査）

（陳情の趣旨）

市民の声である陳情書の取り扱いは、これまで陳情者は、採択か不採択かの結果のみ知ることができたが、これでは委員会の委員間討議や本会議での採決が、陳情の内容を正確に理解した上で行われたかどうか不透明である。当然にして採択されるべきと感じられる陳情も不採択となっている場合も多く、議員と市民の意識のずれが大きい可能性もある。

2012年に議会基本条例を制定した107議会のうち、陳情者に議員への説明機会が公式に設定されている議会は全体の7割となっているが、青森市議会基本条例には、残念ながらそのような記述がない。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・委員会での採決方法を、賛成者起立から反対者起立とすること

平成26年11月26日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5
エバーグリーン305号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第100号

政治倫理向上対策に関する陳情（その1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

現在、青森市議会議員は、政務活動費の手引きという運用指針にのっとり、収支報告書に領収書の添付が義務づけられているが、その用途が適正かどうかを審査するのは、青森市議会政務活動費の交付に関する条例によれば議長となっており、しかも、必要と認められる場合にのみ審査が行われるとされていることから、実際は何ら実効性のある審査は行われていないと見える。

政務活動費の用途は、広く市民の目にさらされるべきだが、無条件に公開されているのは総額のみであり、議員同士の目に触れる形で、用途の妥当性を審査する仕組みもまた必要である。

一刻も早く、政治不信の打開を目的とした行動を起こす必要がある。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・各会派から1名ずつ選出された議員のほか、無所属議員及び公募の市民で構成される政治倫理審査会を設置し、議長に提出される政務活動費の収支報告書の写しを審査会にも同時に提供されるようにすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第101号

政治倫理向上対策に関する陳情（その 2）（継続審査）

（陳情の趣旨）

現在、青森市議会議員は、政務活動費の手引きという運用指針にのっとり、収支報告書に領収書の添付が義務づけられているが、その使途が適正かどうかを審査するのは、青森市議会政務活動費の交付に関する条例によれば議長となっており、しかも、必要と認められる場合にのみ審査が行われるとされていることから、実際は何ら実効性のある審査は行われていないと見える。

政務活動費の使途は、広く市民の目にさらされるべきだが、無条件に公開されているのは総額のみであり、議員同士の目に触れる形で、使途の妥当性を審査する仕組みもまた必要である。

一刻も早く、政治不信の打開を目的とした行動を起こす必要がある。

よって、以下の項目の実施を求める。

（陳情事項）

- ・政治倫理審査会は、収支報告書が提出されるたびに使途の妥当性を審査した上で報告書を作成し、議会ウェブサイト公開すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第107号

議会活動の可視化に関する陳情（その 1）（継続審査）

（陳情の趣旨）

議会制民主主義は、主権者である市民の多様な意見が反映されるために、議員の集合体である議会が置かれる制度である。しかし実際は、賛否理由非公開、首長提案の議案を丸のみ、議員立案の条例制定ゼロなど、議会はその存在意義に大きな疑問を突きつけられている。

議会みずからが議会活動を可視化すれば、議会軽視に歯どめをかけることができる。

議会ウェブサイトには、「『開かれた議会』を目指す青森市議会の役割、仕組み、活動内容などを広く市民の皆さまに知っていただき、身近なものとして受け止めていただけるよう、わかりやすく紹介しております。」とあるが、議員の政務活動費の使途を市民が知るためには、収支報告書等閲覧請求書を提出しなければ閲覧できないありさまである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・ 議会ウェブサイトにて、議員個人の政務活動費の使途内訳を無条件で公開すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第109号

議会活動の可視化に関する陳情（その3）（継続審査）

(陳情の趣旨)

議会制民主主義は、主権者である市民の多様な意見が反映されるために、議員の集合体である議会が置かれる制度である。しかし実際は、賛否理由非公開、首長提案の議案を丸のみ、議員立案の条例制定ゼロなど、議会はその存在意義に大きな疑問を突きつけられている。

議会みずからが議会活動を可視化すれば、議会軽視に歯どめをかけることができる。

議会ウェブサイトには、「『開かれた議会』を目指す青森市議会の役割、仕組み、活動内容などを広く市民の皆さまに知っていただき、身近なものとして受け止めていただけるよう、わかりやすく紹介しております。」とあるが、議員の政務活動費の使途を市民が知るためには、収支報告書等閲覧請求書を提出しなければ閲覧できないありさまである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・ 定例会ごとに議員個人の議会活動について自己評価し、議会ウェブサイトにて公開すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第110号

陳情書提出機会の創出に関する陳情（その1）（継続審査）

(陳情の趣旨)

青森市議会ウェブサイトの市議会の概要の項目には、最上段に「市民の声を市政に反映する市議会」と明記されているが、結果的に毎回の定例会で審議される陳情がおおむね1件か2件となっていることは、市議会が市民に対して適正に陳情書の提出機会を提供していないことのあらわれであると考えられる。

青森市議会の目的を果たすためにも、現在の民意を市政に反映させる不十分な仕組みを改善すること

が必要である。

陳情書の提出を広く市民に求めることが議会に望まれる。
よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・芦屋市議会の陳情書パンフレットを参考に、市民が市に意見を届けるにはどうすればいいのかをわかりやすく記載したパンフレットを作成して市役所に設置し、全世帯にも配布すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第111号

陳情書提出機会の創出に関する陳情（その 2）（継続審査）

(陳情の趣旨)

青森市議会ウェブサイトの市議会の概要の項目には、最上段に「市民の声を市政に反映する市議会」と明記されているが、結果的に毎回の定例会で審議される陳情がおおむね 1 件か 2 件となっていることは、市議会が市民に対して適正に陳情書の提出機会を提供していないことのあらわれであると考えます。

青森市議会の目的を果たすためにも、現在の民意を市政に反映させる不十分な仕組みを改善することが必要である。

陳情書の提出を広く市民に求めることが議会に望まれる。
よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・市役所に陳情書専用ポストを設置し、広報を充実させること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第112号

陳情書提出機会の創出に関する陳情（その 3）（継続審査）

(陳情の趣旨)

青森市議会ウェブサイトの市議会の概要の項目には、最上段に「市民の声を市政に反映する市議会」と明記されているが、結果的に毎回の定例会で審議される陳情がおおむね 1 件か 2 件となっていることは、市議会が市民に対して適正に陳情書の提出機会を提供していないことのあらわれであると考えます。

青森市議会の目的を果たすためにも、現在の民意を市政に反映させる不十分な仕組みを改善することが必要である。

陳情書の提出を広く市民に求めることが議会に望まれる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・議会報告会の際に、陳情書の受け付けを行うこと

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第113号

陳情書提出機会の創出に関する陳情（その4）（継続審査）

(陳情の趣旨)

青森市議会ウェブサイトの市議会の概要の項目には、最上段に「市民の声を市政に反映する市議会」と明記されているが、結果的に毎回の定例会で審議される陳情がおおむね1件か2件となっていることは、市議会が市民に対して適正に陳情書の提出機会を提供していないことのあらわれであると考えられる。

青森市議会の目的を果たすためにも、現在の民意を市政に反映させる不十分な仕組みを改善することが必要である。

陳情書の提出を広く市民に求めることが議会に望まれる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・陳情書様式を簡略化し、市議会ウェブサイト上で陳情書を提出できる体制にすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第114号

青森市議会基本条例第6条の改正に関する陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

平成 25 年 2 月 20 日に議決された青森市議会基本条例第 6 条には、「議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。」とあるが、市民は議員の賛否に関してその理由を知る権利があるのに、それを公表していないことは、同条例第 5 条「議会は、その透明性を高めるとともに、市民に

対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。」に照らせば不十分であると考える。

市民は、賛否理由のない公開に意味を見い出せず、議会が市民感覚を反映させた行動をとることを望んでいる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市議会基本条例第6条を改正し、「議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、その詳細な理由とともに市民に公表するものとする」とすること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第115号

青森市議会基本条例制定後の経過発表に関する陳情（その1）（継続審査）

(陳情の趣旨)

平成 25 年 2 月 20 日に議決された青森市議会基本条例第 24 条には、「議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と記されている。

以上の条文にのっとり、議会は、基本条例制定後の経過について多面的な評価を行い、市民に公開しなければならないと考える。

市民が知りたいと思っている情報を公開すれば、青森市議会の情報公開が進む。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・12月議会開会后できるだけ速やかに、青森市議会議員全個人が議会基本条例制定後の経過について共通の様式で自己評価を行い、結果をまとめたものを議会ホームページや議会だより等で発表すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第116号

青森市議会基本条例制定後の経過発表に関する陳情（その2）（継続審査）

(陳情の趣旨)

平成 25 年 2 月 20 日に議決された青森市議会基本条例第 24 条には、「議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」と記されている。

以上の条文にのっとり、議会は、基本条例制定後の経過について多面的な評価を行い、市民に公開しなければならないと考える。

市民が知りたいと思っている情報を公開すれば、青森市議会の情報公開が進む。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

- ・青森市民に対し、議会基本条例制定の効果をどれだけ実感したかについてのアンケートをとり、結果をまとめたものを全議員に配付するほか、議会ホームページや議会だより等で発表すること

平成 26 年 11 月 26 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2-5
エバーグリーン 305 号室
青森のこれからを考える会
代表 倉内 一哉

陳情第117号

特別職報酬等審議会会長の議会招致を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 平成 26 年度特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）会議概要によれば、第 1 回は平成 26 年 7 月 22 日（所要時間 2 時間）に開催され、人事課長（以下「課長」という）からの配付資料説明の後、質疑応答が行われ、報酬等に関する実質的な審査は行われなかった。
2. 第 2 回は 8 月 21 日（所要時間 1 時間 45 分）に開催され、課長からの配付資料説明及び市長給料月額会長試案説明の後、諮問事項 1、特別職の報酬等の額は適正であるかについて、また、諮問事項 2 のうち、見直すとすれば市長の給料月額は幾らが適正かについて審議し、諮問事項 1 については適正でないとして決定し、諮問事項 2 については市長給料月額は 100 万円と決定した。
3. 第 3 回は 9 月 25 日（所要時間 2 時間 45 分）に開催され、課長からの配付資料説明及び議員報酬会長試案説明の後、諮問事項 2 のうち、議員報酬の額は幾らが適正か及び改定の実施時期はいつかが適当かについて審議し、議員報酬については国会議員の歳費を基準とする考え方にに基づき算定した 58 万 1000 円を多数決で決定し、実施時期については平成 27 年 1 月 1 日と決定した。
4. 第 4 回は 10 月 6 日（所要時間 1 時間 15 分）に開催され、課長からの配付資料説明の後、答申案について審議し、文言を一部修正し多数決で答申案が了承された。
5. 第 5 回は 10 月 15 日に開催され、福士隆三特別職報酬等審議会会長（以下「会長」という）が市長へ答申書を手交した。
6. 審議会は 5 回開催されたが、報酬等額について実質審議したのは 2 回である。
7. 市長給料月額会長試案の正規分布曲線を用いた算定手法は青森市オリジナルであるが、恐らく日本初の算定方法である。また、議員報酬会長試案の、職員を対象とした研修会における大学講師の

資料に基づく国会議員の歳費を基準とする考え方をういた算定手法が実際に実施されるのは、恐らく青森市が日本初のケースである。なお、会長試案は審議会開催前に会長と人事課が協議・作成し、審議会では会長試案について多数決で決定したものである。ちなみに、従前は、青森市では人事院勧告を参考として特別職の報酬等の額を算定しており、全国的にもそれが一般的である。

8. 平成 24 年度審議会は当初予定の審議回数を延長して審議をしたが、今回は日本初の算定手法による算定であるにもかかわらず、延長することなく予定どおりの日程で行われ、十分な審議がなされなかった。青森市民の理解のためにも、独自の算定方法を採用した会長を議会に招致し、説明を求めるべきである。それが、議会は審議会の答申を素材として議論をすべしとの答申の附帯意見の尊重につながるものである。

(陳情事項)

- ・市議会が会長を招致し、会長が議会において答申における青森オリジナル日本初の算定手法について詳細な説明をすることを求める。

平成 26 年 11 月 28 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目 8-2
三国谷 清一
